

出向契約書

※非課税のため印紙不要

出向元 株式会社****（以下「甲」という）と、出向先 株式会社****（以下「乙」という）及び、甲の従業員 ****（以下「丙」という）は、甲乙丙で次のとおり出向契約（以下「本件契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本件契約は、甲が、甲の雇用する従業員に出向を命じ、乙と丙との間で新たに雇用契約を締結し、丙を乙の業務に従事させることを目的とする。

第2条（出向）

甲は、丙に対し、以下の条件で乙の元へ出向し、丙はこれを承諾する。

記

就業場所 株式会社**** 内
出向期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
業務内容 経理事務作業

第3条（二重出向の禁止）

乙は、丙を乙の関連会社等へ二重出向させてはならない。

第4条（賃金等）

丙の出向期間中の賃金、賞与及び交通費等の各種手当（以下「賃金等」という）は、乙の負担にて支給する。

第5条（労働条件等）

丙の出向期間中の労働条件及び休暇等については、乙の就業規則等の規定によるものとする。

第6条（社会保険等）

丙の健康保険、厚生年金、雇用保険及び介護保険等は、甲が取り扱い、乙は甲に対しその費用を支払わなければならない。

2 丙の労災保険は、乙が取り扱い、乙がその費用を負担しなければならない。

3 甲は、乙に対し、前各項の費用について、毎月末日までに請求書を発行し、乙は翌月 日までに甲の指定する銀行口座に振込み送金により行う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（復職）

丙は、以下の各号に該当する場合は、甲に復職するものとする。

- ① 出向期間が延長されずに満了したとき
- ② 出向期間中、甲が乙の同意を得たうえで、丙に対し復職を命じたとき

第8条（休職）

甲は、本件契約による丙の出向期間中において、丙を休職扱いとし、甲へ復職後の労働条件および退職金その他の算定にあたっては、出向期間を甲に在籍していたものとみなす。

第9条（合意管轄）

甲及び乙は、本件契約に関し紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（協議）

甲及び乙は、本件契約に定めのない事項、又は本件契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

上記契約を証するため、甲、乙及び丙は、本件契約書3通を作成し署名・押印のうえ、各自1通を保有する。

平成**年**月**日

甲	（所在地）		
	（名称）	株式会社****	
		代表取締役****	印
乙	（所在地）		
	（名称）	株式会社****	
		代表取締役****	印
丙	（住所）		
	（氏名）	****	印